

# 国有林の地域別の森林計画(案)に対する意見の 要旨及び当該意見の処理の結果

## (留萌森林計画区)

### 北海道森林管理局

国有林の地域別の森林計画(案)を公衆の縦覧に供した結果、森林法第7条の2第4項において準用する同法第6条第2項に基づく意見の申し立てはありませんでした。

また、同法第7条の2第5項に基づく北海道知事等への意見聴取、及び「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて(15林整計第341号)」別紙の第5の4に基づく学識経験者への意見聴取における意見の要旨及び当該意見の処理結果は、以下のとおりです。

#### \* 処理結果の区分について

- 1 趣旨を取り入れているもの：すでに本計画に趣旨等が記述されているもの、又は林野庁が定めた通達等により趣旨に添って行っていくこととしているものです。
- 2 趣旨の一部を取り入れているもの：本計画に意見をそのまま記述することは困難ですが、一部意見書の趣旨を本計画に記述しているもの、又は林野庁が定める通達等により趣旨の一部を取り入れて行うこととしているものです。
- 3 修 文 す る も の：意見を踏まえ、計画(案)を修文したものです。
- 4 今 後 の 検 討 課 題 等：意見書趣旨からして、意見をそのまま本計画に記述することは困難であり、今後の検討課題等とさせて頂くものです。

| 該当箇所           | 意見の要旨   | 処理結果 | 処理結果の理由   |
|----------------|---|------|---|
| Ⅱ 第 3<br>2 (1) | 北海道の地域性を鑑みた樹種の植栽をしてほしい。   | 1    | 植栽樹種については、適地適木を基本とし、郷土樹種も考慮に入れ、気象、地形、土壌等の自然条件、既往の成林状況及び、地域における苗木の需給動向等を勘案し選定しています。  |
| Ⅱ 第 4<br>3 (1) | エゾシカに関する問題では、北海道・市町村との連絡を密にとり、これまで以上に連携を図ってほしい。   | 1    | ご意見いただいたとおり、エゾシカに関する問題には、重点的に取り組んでいく必要があると考えています。<br>今後とも、関係機関と連携した調査、地域と連携した捕獲等、エゾシカ被害対策に取り組み、充実に図って参ります。  |
| Ⅱ 第 4<br>3、4   | 鳥獣害防止森林となっていない国有林の隣接地でもシカ害が発生していることから、随時、見直しをお願いしたい。また、植栽木の保護措置及びシカの捕獲については、鳥獣害防止森林以外においても行ってほしい。 | 1    | 鳥獣害防止森林については、関係機関等のご意見を踏まえながら、必要に応じ対象区域を見直すこととしています。また、鳥獣害防止森林は獣害対策を重点的に行う区域であり、それ以外の区域においても被害状況等に応じ、鳥獣害防止対策を推進します。                                 |
| Ⅱ 第 5<br>3     | 主伐量の増加にみあうよう、新計画における造林量を確保してほしい。  | 1    | 今後増大する造林量に対応するため、北海道森林管理局では現在、低密度植栽試験や、トドマツ人工林における天然更新木を活用した更新技術の開発等に取り組んでいるところです。<br>こうした取り組みにより、新計画においても主伐量の増加に見合う造林量を計画しています。                    |
| Ⅱ 第 6<br>2     | アウトドアや健康増進の面からも、森林にふれる機会が多くなっていることから、日本の森林のしくみなどを年令や層に応じて効果的に発信してほしい。                             | 1    | 国有林に限らず林業や森林の仕組みは、一般の皆様には分かりにくく、森林管理局としても積極的な情報発信を行っていくことが必要と考えています。<br>その際、一方的な情報発信ではなく、皆様の声を取り入れた双方向の情報・意見の交換を図り、皆様に興味を持って頂けるような情報発信となるよう努めて参ります。 |

| 該当箇所 | 意見の要旨   | 処理結果 | 処理結果の理由   |
|------|---|------|---|
| その他  | <p>道内のバイオマス発電所向けの間伐材の需給状況が民間分も含めて分かるようにしてほしい。</p> <p>主伐された木材も含め、木材の供給先・用途が分かるような工夫もしてほしい。</p> | 4    | <p>国有林の地域別の森林計画は、森林の整備及び保全に関する基本的な事項、伐採、造林、林道の開設等に関する事項等、森林法に定められた事項について計画するものですので、ご要望の部分につきましては、森林計画以外の部分で状況把握に努めて参ります。</p>  |
| その他  | <p>国有林周辺の民有林も含め、主伐後に裸地となったままの山林が増えているなら、種子や苗などの状況も含めて、現状を把握する必要がある。</p>                       | 4    | <p>森林所有者の多くが高齢化し、不在村化する場合や、在村者所有森林でも境界情報の確保が今後困難となる恐れもある中、林野庁では、森林経営計画の作成や森林施業の集約化に必要な森林情報の収集や合意形成活動、既存路網の改良、在村・不在村森林所有者の特定、森林境界の測量に対して支援することとしています。</p> <p>また、種子や苗などの状況については、優良苗木が必要なときに確保できるようにするため、北海道では、国有林と民有林における数年先までの苗木の需要量を把握し、これに基づいた苗木生産を推進しています。なお、苗木生産に必要な種子の半分以上は国有林の採種園（母樹林）から生産されており、森林管理局としても、採種園の整備を推進しています。</p> <p>今後とも、民有林との連携の下、地域一体となってより良い森林づくりに取り組んで参ります。</p> |